

問 6

JV(共同企業体)工事における技術者の配置

共同企業体の形態

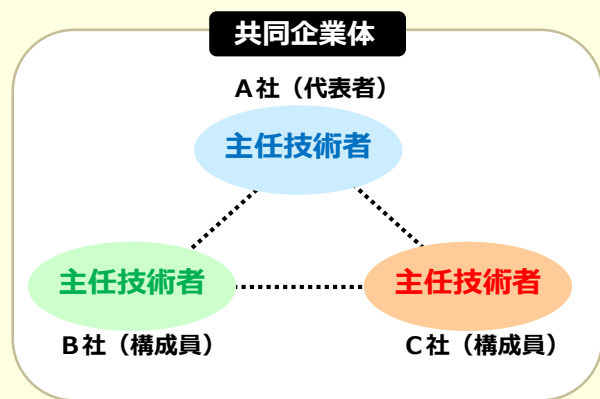
特定建設工事共同企業体 (特定JV)	経常建設共同企業体 (経常JV)
大規模で技術的難度の高い工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録される。

共同企業体の施工方式

甲型共同企業体 (共同施工方式)	乙型共同企業体 (分担施工方式)
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

共同企業体における技術者の設置

甲型JV / 共同施工方式に係る下請代金の総額が4,500万円 (建築一式：7,000万円) 未満の場合



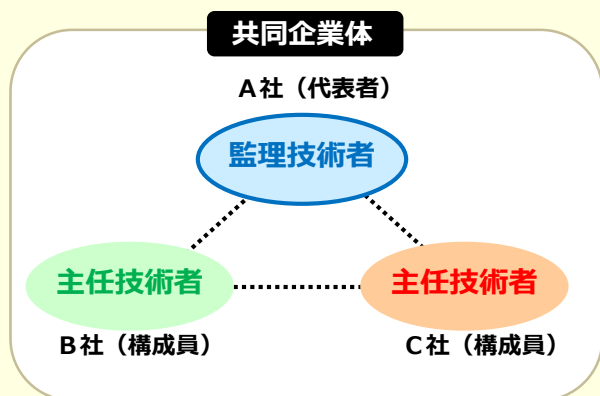
① 全ての構成員が主任技術者を設置

注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

② 発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が4,000万円 (建築一式：8,000万円) 以上の場合は、全ての主任技術者が当該工事に専任しなければなりません。

注) 公共工事の場合、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。

甲型JV / 共同施工方式に係る下請代金の総額が4,500万円 (建築一式：7,000万円) 以上の場合



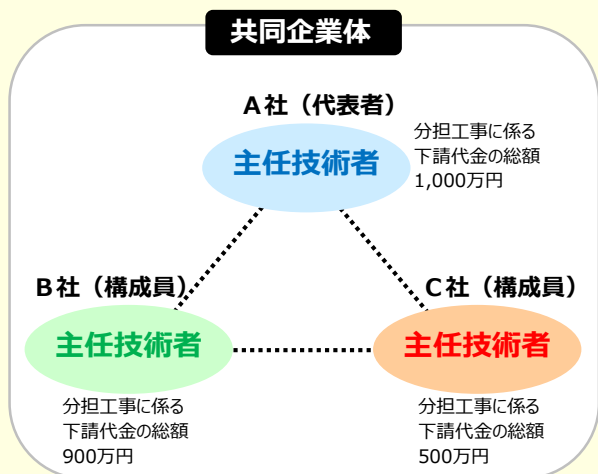
① 構成員のうち1社(通常は代表者)が監理技術者、他の構成員が主任技術者を設置

注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

② 発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が4,000万円 (建築一式：8,000万円) 以上の場合は、主任技術者又は監理技術者は当該工事に専任でなければなりません。

注) 公共工事の場合、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。

乙型JV / 分担施工方式に係る下請代金の総額が4,500万円(建築一式:7,000万円)未満の場合



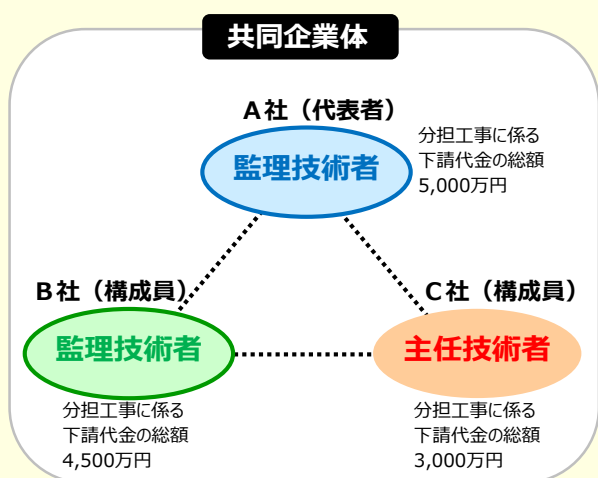
①全ての構成員が主任技術者を設置

注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担施工に係る請負代金の額が4,000万円(建築一式:8,000万円)以上の場合、設置された主任技術者は専任しなければなりません。

注) 公共工事の場合、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。

乙型JV / 分担施工方式に係る下請代金の総額が4,500万円(建築一式:7,000万円)以上の場合



①代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円(建築一式:7,000万円)以上となった構成員は監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置

注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担施工に係る請負代金の額が4,000万円(建築一式:8,000万円)以上の場合、設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければなりません。

注) 公共工事の場合、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。

共同企業体の代表者・出資比率

特定建設工事共同企業体 (特定JV)

共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。

経常建設共同企業体 (経常JV)

共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。